

精神障害者地域生活支援センター 「やすらぎ」開催のお知らせ

保健センター

内線361

精神障害者地域生活支援センター「やすらぎ」は、湯河原・小田原・箱根・真鶴にお住まいの精神障害のある方やそのご家族が気軽に利用できる憩いの場です。

当日は、食事サービスがあります。お気軽にご利用ください。なお食事サービスは事前に予約が必要です。

【日時】8月9日(水)12:00~15:30

【会場】保健センター

【内容】

<面接・電話相談>

精神保健福祉士等が相談をお受けします。

相談専用電話 090-6508-6560

<フリースペース>

リラックスできる憩いの空間です。

コーヒー・紅茶の無料サービスがあります。

<食事サービス>

8月7日(月)15時までに予約してください。(1食400円・当日集金)メニューは、牛丼・味噌汁・漬物・フルーツ・おひたしです。

食事サービスは、ボランティア「とまり木」のご協力により実施します。

【問合せ】

曾我病院医療相談室(事務局)

☎42-1691

恩給欠格者、引揚者のみなさんへ

福祉課

内線313

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げてこられた方に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

請求書類は、福祉課窓口にあります。

【問合せ】

独立行政法人平和祈念事業特別基金
フリーダイヤル 0120-234-933

児童扶養手当・特別児童 扶養手当をご存知ですか

福祉課

内線316

未申請の方へ

【児童扶養手当】

父母の離婚、父の死亡・重度障害・生死不明・1年以上遺棄・1年以上拘禁、母が婚姻しないで生まれた児童、父母不明によって、父と生計を同じくしていないなどの児童を養育している方に手当を支給する制度です。

ただし、所得が一定基準を超えるときは減額支給または支給停止になります。

【特別児童扶養手当】

知的障害または身体障害の状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する制度です。

ただし、所得が一定基準を超えるときは支給停止になります。

なお、対象児童が福祉施設などに入所している場合には該当しません。

受給中の方へ

現在、手当を受給している方は、下記の期間中「現況届」を福祉課に提出してください。

「現況届」は、引き続き手当を受給できるかどうかを確認する大切な手続きです。受給資格があっても「現況届」を提出しないと、8月分からの手当を受給できなくなることがありますのでご注意ください。また、現在手当の支給が停止されている場合でも「現況届」は提出してください。

《児童扶養手当》

【申請期間】

8月1日(火)~31日(木)

(土日を除く)

【必要書類】証書・申告書など

《特別児童扶養手当》

【申請期間】

8月11日(金)~9月11日(月)

(土日を除く)

【必要書類】証書など

子育て 健康 福祉



児童相談等の 受付窓口について

福祉課

内線315・316

児童福祉法改正により、児童に関する相談は町福祉課が窓口となり、相談者が必要とする情報提供や適切な支援・助言などを行うことになりました。

児童に関するご相談等がありましたら、事前に電話等で予約をください。ただし、虐待及び育児の悩み等で緊急を要するご相談等については、随時受付を行います。

どのようなご相談でも結構ですので、お気軽にご利用ください。

なお、虐待等の通告については、休日・夜間でも受け付けます。

また、神奈川県では休日・夜間専用の電話相談を行っています。

町：予約受付又は通告連絡先

福祉課児童福祉担当

63-2111(内線315・316)

県：かながわ子ども虐待ナイトライン

神奈川県中央児童相談所

受付時間 午後8時~翌日午前9時

(年中無休)

☎0466-83-5500

『全国一斉「子どもの 人権110番」強化週間』

横浜地方方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会

子どもをめぐる人権問題について、子どもの人権専門委員による電話相談を実施します。学校でのいじめや先生による体罰など、子どもにかかわる心配ごとや困っている問題について相談をお寄せください。秘密は固く守られます。

【日時】8月28日(月)~9月3日(日)
8:30~18:30

(ただし土日は、10:00~17:00)

【相談電話】☎045-663-9602